

落札者決定基準

高機能消防指令システム納入

1 総則

この落札者決定基準は高機能消防指令システム納入落札者の決定に当たり、天草広域連合にとって最適な事業者を選定するため、予定価格の範囲内で有効な入札を行った者について、本落札者決定基準に基づき提案内容と入札価格を審査し、総合評価点が最も高い者を落札予定者（以下「落札者」という。）とする。

なお、公平な審査を行うため、天草広域連合が設置する総合評価選定委員会（以下「委員会」という。）にて審査を行う。

(1) 技術評価点

別記「評価表」に基づき、「技術評価点」を与える。

(2) 価格評価点

入札価格について、後に示す算出式に基づき、「価格評価点」を与える。

(3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

「技術評価点」及び「価格評価点」の合計点（＝総合評価点）が最も高い者を落札者とする。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{総合評価点} \\ \hline \text{(250 点満点)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{技術評価点} \\ \hline \text{(225 点満点)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{価格評価点} \\ \hline \text{(25 点満点)} \\ \hline \end{array}$$

(4) 有効とする数字

「技術評価点」及び「価格評価点」の算出に当たっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

(5) 総合評価点が最も高い者が複数ある場合の落札者の決定方法

- ア 総合評価点が最も高い者それぞれの「技術評価点」「価格評価点」が異なる場合
技術評価点が高い者を落札者とする。
- イ 総合評価点が最も高い者それぞれの「技術評価点」「価格評価点」が同じ場合
技術評価点のうち、評価項目「2 システムに係る事項」における各委員の合計点が高い者を落札者とする。
- ウ 以上アからイで落札者を決定できない場合
入札価格が低い者を落札者とする。入札価格も同じ場合は、別途日を定め、くじにより決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

2 技術評価点の算出方法

入札参加者から提出された技術提案書等を審査し、別記「評価表」に基づき技術評価点を算出する。

(1) 評価点

技術提案書の記載内容により、別記「評価表」の各評価項目について次のとおり6段階評価として評価点を付与する。

評価基準	評価段階	得点率
非常に優れている	S	100%
優れている	A	80%
標準よりやや優れている	B	60%
標準よりやや劣っている	C	40%
劣っている	D	20%
明らかに劣っている	F	0%

(2) 技術評価点

項目評価点を合計したものを得点とし、委員会の各評価委員の得点を平均したものを技術評価点とする。

(3) 最低基準

各評価委員の評価点の合計が、評価基準点の合計値の6割を最低基準点とし、最低基準点を満たない事業者は選定の対象としない。なお、事業者全員が最低基準点を満たない場合は事業者全員に再提出を求めた上で再審査を実施するものとし、再審査の日程は別途通知する。

(4) 応募者が1社の場合又はない場合の取り扱い

応募者が1社以下の場合に入札を中止とする。

3 価格評価点の算出方法

価格評価点は、入札価格（構築費用）に基づき、次により算出する。

$$\text{価格評価点} = 25 \text{ 点} \times \left(\frac{\text{最低入札価格}}{\text{入札参加者の入札価格}} \right)$$

ただし、予定価格を上回る入札を行った者は、落札者とし（技術提案書等の審査は行わない）ものとする。

4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に不足又は不備がある場合（軽微な場合を除く。）

- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 著しく信義に反する行為があった場合
- (4) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (5) 技術提案書等の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (7) 技術評価点が、上記2（3）における最低基準点を満たさない場合

5 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (3) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提出しない者のした入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 入札日と異なる日を記載した入札
- (7) 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
- (10) 2以上の意思表示をした入札
- (11) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札